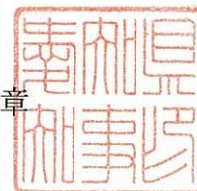




23災対第 915 号  
平成24年3月16日

関西電力株式会社  
取締役社長 八木 誠 様

愛知県知事 大村 秀 章



関西電力株式会社の原子力発電所の安全確保に係る情報連絡体制  
について（依頼）

日ごろから、本県の防災行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成23年3月11日に発災した東日本大震災を起因とした東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、異常時の通報体制や平常時の情報交換の重要性を認識したところです。

つきましては、原子力発電所の安全確保に係る情報連絡体制について、別紙のとおり要請させていただきますので御協力をお願いいたします。

<連絡先>

防災局災害対策課災害対策第一グループ 主任 青山幸久

〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2

電 話 052-954-6193（直通） F A X 052-954-6912

E-mail yukihisa\_aoyama@pref.aichi.lg.jp

1 対象発電所

美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所

2 異常時における連絡

次に掲げる事項について、発生の際には速やかに連絡するものとする。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- (3) 非常用炉心冷却装置等工学的安全施設が動作したとき。
- (4) その他上記各号に準ずる異常が生じたとき。

3 連絡方法

- (1) 連絡先 愛知県 防災局 災害対策課

[勤務時間外については県の指定する所]

- (2) 連絡元 関西電力株式会社 東海支社 総務・広報グループ

- (3) 手 段 電話を原則とし、必要に応じFAX、電子メールも併用する。

4 その他

愛知県と関西電力株式会社は、必要に応じて互いに情報交換と連携を図るものとする。

細部については、愛知県防災局と関西電力株式会社東海支社が協議のうえ取り決めるものとする。